

**Strategic Japanese-Thailand Cooperative Program on
“Biotechnology”
Call for Proposals to be submitted by April 18th, 2012**

I. General Description

I-1. New Scheme for Joint Funding of JST-NSTDA Research Cooperation

Based on the MOU dated on 20 May, 2009, Japan Science and Technology Agency (hereinafter referred to as “JST”) and National Science and Technology Development Agency (hereinafter referred to as “NSTDA”) have agreed to establish a new scheme for joint funding of JST-NSTDA cooperative research projects. After consultations between JST and NSTDA, Biotechnology has been selected as the field of research for which the joint funding scheme will be applied to.

I-2. Aim of Program and Research Field

The aim of the program is to strengthen the collaboration between Japan and Thailand within the field of Biotechnology to achieve world-class scientific results, leading towards new innovative technologies.

In the current call for proposals, the National Center for Genetic Engineering and Biotechnology (BIOTEC), one of NSTDA’s centers, will implement this scheme on behalf of NSTDA. Priority would be given to the following research areas within Biotechnology:

1. Microbial Biotechnology
 - i) New technology to increase production of recombinant protein or bioproducts from cell, envisaging pilot scale verification for reducing production time and cost
 - ii) New technology to improve heterologous expression system for multi-gene expression
2. Agro Biotechnology
 - i) Utilization of biotechnology for staple crop improvement
3. Functional Genomic Technology e.g.,
 - i) New technologies for large-scale analysis of genome data and functions of genes/gene products
 - ii) Novel analytical technologies for characterization of gene/gene groups, and high-throughput genome analysis with high accuracy and precision

I-3. Prospective Applicants

JST and BIOTEC shall invite Japanese and Thai researchers to submit proposals for cooperative research projects in the research areas described above. All applicants must fulfill national eligibility rules for research grant application. An important criterion of the proposed collaboration is that it should build on and reinforce already on-going research activities in each research group and contribute significant added value to these. Researchers from the industry may participate in the joint collaboration.

I-4. Financial Support

JST and BIOTEC plan to support cooperative research projects including sending and inviting researchers to the counterpart country.

JST supports expenses for Japanese researchers, and BIOTEC supports expenses for Thai researchers.

II. Support by JST/BIOTEC

JST and BIOTEC agree to fund about three (3) bilateral projects for this Call in 2012.

II-1. Budget for a Cooperative Research Project

Due to budget limitations of this program, amounts will be adjusted each year.

Expenses for facilities and equipments may be requested, in principle, only for the first fiscal year.

II-1.1 JST

Budget of a project may differ in each year, depending on the content of activities, but the total budget for the Japanese researcher over a full 3-year period (i.e., 36 months) should not exceed 15 million yen in principle. (Example: a proposal may envisage a budget of 4 million yen for the first year, 6 million yen for the second year and 5 million yen for the final year.)

II-1.1.1 Funded expenses

Funding provided within this call is intended to enhance the capacity of the applicants to collaborate. Funding will therefore be provided mainly in support of the collaborative activities and may include some of the local research that is necessary for the collaboration.

(1) Expenses for research exchanges

1) Travel expenses

In principle, travel expenses should be based on the rules of the institution to which the research leader belongs.

JST provides travel expenses only for the Japanese research members.

2) Expenses for holding symposiums, seminars and meetings

(2) Expenses for research activities

1) Expenses for facilities, equipment and consumables

2) Expenses for personnel

- Stipend or salary for a PhD student, or salary for a post-doctoral fellow.
(for Japanese researchers)

3) Others

Expenses for creating software, renting or leasing equipment, transporting equipment, etc.

(3) Overhead expenses

Overhead expenses as per JST norms

(4) Expenses not covered/funded in the program

No expenses stated below shall be covered under this program:

- 1) Expenses related to acquiring real estate or constructing buildings or other facilities
- 2) Expenses related to procurement of major equipment

- 3) Expenses related to dealing with accidents or disasters occurring during cooperative research periods
- 4) Other expenses unrelated to implementation of this cooperative research project

II-1.2 BIOTEC

Budget of a project may differ in each year, depending on the content of activities, but the total budget for the Thai researcher over a full 3-year period (i.e., 36 months) should not exceed *5 million Baht* in principle.

II-1.2.1 Funded expenses

Funding provided within this call is intended to enhance the capacity of the applicants To collaborate. Funding will therefore be provided mainly in support of the collaboration vectors and of the local research that is necessary for the collaboration. Projects will be funded for up to three years, allowing for the following items:

- Stipend or salary for a PhD student, salary for a post-doctoral fellow (i.e. a temporary position for up to 3 years, financed according to national gross wages). In countries where national rules allow it, the salary of the young researcher may be included.
- Consumables
- Small equipments
- Travel and visiting costs.
- User charges for facilities.

All budget items must conform to the national rules relevant for each applicant.

II-2. Cooperative Research Period

The cooperative research period shall be 3-years (i.e., 36 months) in total, beginning from the start date.

II-3. Details of Support

This program is designed to support additional expenses related to cooperation with a Thai counterpart for a Japanese researcher or with a Japanese counterpart for a Thai researcher, such as expenses for travel and/or conducting seminars/symposiums, with the precondition that the main research infrastructure is already ensured by each research group.

II-3.1 Contract between Applicant and JST

Support will be implemented according to a contract for commissioned research entered between JST and a university or research institute, etc. (hereinafter referred to as the “institution”).

The contract for commissioned research will be renewed each year over the cooperative research period.

Since the contract is concluded on condition that all administrative procedures related to this project be handled within the institution, the research leader should consult with the department in charge at his/her institution.

As for the contract between the Japanese institution and JST, it stipulates the Article 19 of the Industrial Technology Enhancement ACT (Japanese version of the Bayh-Dole Act) and the Article 25 of the ACT on Protection of the Creation, Protection and Exploitation of Content (tentative translation) shall be applied to all intellectual property rights (patents, utility model or design rights, rights to programs, databases and other intangible property and know-how, and so on) generated as a result of this project, and that these can be the properties of the institution with which the research leader is affiliated.

II-3.2 Contract between Applicant and BIOTEC

The contract between Thai institution and BIOTEC will follow the R&D Funding Contract of BIOTEC and the rules and regulations under the National Science and Technology Development Committee will be applied to all intellectual property rights (patents, utility model or design rights, rights to programs, databases and other intangible property and know-how, and so on.)

II-3.3 Contract between Researchers

If a contract for cooperative research is necessary for implementing actual research cooperation, such a contract should be concluded between the Japanese institutions and the Thai institutions. It is strongly advised, though not required, that appropriate discussions of the issue of rights regarding intellectual properties with among the concerned parties take place, in order to ensure good collaboration. If an agreement is concluded, it should be reported in the application.

III. Application

The Japanese and Thai applicants shall write a common application that shall be handed in both to JST and BIOTEC in parallel. The application shall be written in English. For the Japanese applicants, a Japanese version of the application is also required. For the Thai applicants, BIOTEC proposal form in Thai language must be completed in either Thai or English language.

The application shall include:

- a) Project description including how collaboration will be carried out, with clear statements of what roles Japanese and Thai researchers respectively will play respectively in the project;
- b) Description on the expected outcome of the proposed project, scientifically as well as in terms of its relevance for the industry and society;
- c) Description on the ongoing activities and specific advantages of the Japanese and Thai groups respectively, which form the basis for the proposed joint project;
- d) Description on the expected added value from the proposed joint project, including how the competence, technology and other resources in each group complement each other;
- e) Description of how the project is expected to help strengthen research cooperation between Japan and Thailand over the longer term;
- f) Description on the added value expected from the multidisciplinary approach in the proposed joint project; and
- g) Discussion on how the proposed joint project compares with other comparable activities worldwide.

III -1. Application Forms

The Japanese and Thai applicants shall write a common application (Form E) in English. This form includes the following items:

- | | |
|---------|---|
| Form 1E | Application outline (title of cooperative research project, names of research leaders, cooperative research period) |
| Form 2E | Summary (keywords, goals, approach and expected outcome) |
| Form 3E | Information on research leaders (their CVs*) |
| Form 4E | Name list of individuals committed to the cooperative research project in Japan and Thailand |
| Form 5E | Description of the cooperative research project including the points stated above - <i>maximum of 6 pages</i> - |
| Form 6E | Plan for the cooperative project |
| Form 7E | Main scientific publications or patent applications by the Japanese-side research leader in the past 5 years |
| Form 8E | Main scientific publications or patent applications by the Thai-side research leader in the past 5 years |
| Form 9E | Budget plan for the project |

** The description shall include short Curriculum Vitae (CV) from both Japanese and Thai research leaders, which include basic information on education, past and present positions and membership of relevant organizations/associations. Each description should not be more than 1/2 page A4.*

Japanese researchers shall submit to JST the above-mentioned Form E and Form J, which is an application form in Japanese.

Thai researchers shall submit to BIOTEC the above-mentioned Form E and BIOTEC Proposal Form which can be prepared in Thai or English.

III-2. Preparation of Application Forms

Applicants should fill in the particulars in all the application forms listed in above 1.

III-3. Submittal of Application Forms for Japanese and Thai Applicants

Applicants should send the application forms by April 18th, 2012.

Japanese applicants must electronically submit their application forms to JST by 17:00 (Japanese Standard Time), through online application system e-Rad (<http://www.e-rad.go.jp/>).

For Thai applicants, 5 (Five) papers in BIOTEC proposal form format and 1 (one) electronic format based on Microsoft word should be submitted to BIOTEC Human Resources and Platform Technology Development Division.

IV. Evaluation of Project Proposals

IV-1. Evaluation Procedure

Committees consisting of experts selected by JST and BIOTEC respectively will evaluate all proposals. Based on the results of the evaluation, JST and BIOTEC will make a common decision regarding funding of selected proposals.

The members of the program committee in Japan and Thailand will be selected after the proposals have been received.

IV-2. Evaluation Criteria

The following general evaluation criteria will apply to each proposed project:

- 1) **Conformity with Program Aims and Designated Research Fields**
The proposed activity shall conform to the aims of the program and the research fields that the program designates. In addition, the proposed activities shall be supported by the applicants' utilizing their resources available.
- 2) **Capability of Research Leaders and Current Research Activities**
The research leaders in both countries shall have the insight or experience (or the potential, for younger researchers) necessary for pursuing the activity and the ability to manage the cooperation and reach the project goals during this program's period of support.
- 3) **Effectiveness and Synergy of the Joint Research Activity**
The proposed research activity shall be advanced, novel and internationally highly evaluated. The activity shall have a significant impact on the science and technology development or shall contribute to solve the internationally common issues. The activity shall create the innovative technological seeds to trigger the new industrial needs in the future.
The activity to produce the synergy effects from the collaboration is especially desirable. For example, the activity which can acquire the knowledge, skill and application from the counterpart, the activity which can utilize the special resources and the geographical features of the counterpart, and so on.
- 4) **Validity of Research Plan**
The research activity and the expense for it, including the sharing of research activity with the counterpart research institute, shall be appropriately planned.
- 5) **Effectiveness and Continuity of Exchange**
The proposal shall contain activities to enhance sustainable research exchange. The followings are examples.
 - Nurturing the young researchers through the exchange stay.
 - Sustainable development of research exchanges with the counterpart country initiated by this activity.
 - Expanding the international research networks among the researchers including the researchers other than the research leader and members of this activity.
 - Improving the presence of Japanese science and technology in the counterpart country
- 6) **Validity of Exchange Plan**
The research exchange activity and the expense for it shall be appropriately planned.

IV-3. Announcement of Decision

The final decision regarding supported projects will be notified to the applicants around July 2012.

V. Responsibilities of Research Leaders After Proposals are Approved

After the proposal has been approved, research leaders and their affiliated institutions shall observe the following when carrying out the cooperative research and utilizing supported expenses.

V-1. Annual Progress Report (JST)

At the end of each fiscal year, Japanese research leader shall promptly submit a progress report on the status of research exchange, and the institution with which the research leader is affiliated shall promptly submit a financial report on supported expenses to JST.

V-2 Six-Month Progress Report (BIOTEC)

Thai researchers under BIOTEC funding support must follow BIOTEC requirement for submission of six-month progress report which includes financial report in order to report the status of research program and to request for transfer of fund for the next phase.

V-3. Final Report

After completion of the period of international research exchange, research leaders shall submit a final report on the research exchange activities and a financial report to JST and BIOTEC within one month. The final report shall include a general summary (maximum five A4 pages) compiled jointly by both the Japanese and the Thai research groups. In addition, Thai researcher shall submit a full final report, to be prepared according to BIOTEC final report format and guideline, to BIOTEC.

If papers describing results of research exchange are presented to academic journals, societies and so on, which is expected by JST and BIOTEC, please attach copies of such papers separately to the final report.

Japanese applicants should contact the following for further information:

Dr. Takeshi Usami, Ms. Emi Kaneko and Ms. Eriko Kishida

Department of International Affairs

Japan Science and Technology Agency

Tel. +81(0)3-5214-7375 Fax +81(0)3-5214-7379

Email: sicpth@jst.go.jp

Thai applicants should contact the following for further information:

Mr. Therapatt Prasansarakij

Human Resources and Platform Technology Development Division

National Center for Genetic Engineering and Biotechnology (BIOTEC)

Tel: +66 (0) 2 5646700 ext. 3565

Fax: +66 (0) 2 5646705

E-mail: therapat@biotec.or.th

I. Responsibilities of *Japan* Applicants

1. Submitting a Check list on the Implementation Status of Systems Specified in the Guidelines for Managing and Auditing Public Research Funds at Research Institutes.

The contract for a project requires that each research institute submit a check list to Office of Research Funding Administration, Research and Coordination Division, Science and Technology Bureau, Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology (MEXT) by the expected contractual date, following the procedures and using the format available in the website below:

URL: http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/08122501.htm

Concerning details as submission deadline, submission manners and so on, Department of Audit and Research Integrity of JST will send a letter to successful applicants after his/her proposal is approved.

However, if a status report has already been submitted in conjunction with applications for other projects or with other instances by March 18 2011, there is no need to submit a new report. In this case, a letter (in any format) indicating the date of the prior submission of the status report must be enclosed with the application. Please bear in mind that your research institute needs to renew their check list before the expiration date.

After the submission of a checklist, as the need arises, MEXT (as well as other fund distributing agencies) may request on-site investigations regarding the status of the development of management and audit systems.

In addition, with regard to reported contents, research funds may not be delivered if it is judged that problems such as improper or insufficient compliance to the required items specified by the Notification of the Director-General of the Science and Technology Policy Bureau of May 31, 2007 are not resolved.

2. Treatment of Information on Accepted Projects

The information regarding the individual accepted projects (program name, research title, name of representative researcher, budget size, and duration of the project) is treated as “information that is scheduled to be made public” defined by Article 5(1)(a) of the Law Concerning Access to Information held by Incorporated Administrative Agencies, etc (Law No. 140 of 2001). The information will be made public via the website of appropriate agencies after project acceptance.

3. Information Sharing from the Research and Development Management System (e-Rad) to the Government Research and Development Database*

Various types of information may be provided to the database created by the Cabinet Office through the research and development management system (e-Rad) managed by MEXT.

* In order to appropriately evaluate research and development supported by public funds and to effectively and efficiently plan policies for general strategies and resource allocation, the Council for Science and Technology Policy of the Cabinet Office has constructed a unified, comprehensive database containing various

categories of information that provides search and analysis capabilities for necessary information.

4. Unreasonable Overlaps and Excessive Concentration

In order to eliminate unreasonable overlaps and excessive concentration of public funds, information regarding part of the content of the application (or accepted projects) may, to a necessary extent, be provided to offices in charge of managing competitive funds, including those of other Offices and Ministries, through the research and development management system (e-Rad) and other means. (In addition, when information on applications overlapping in other competitive funding programs is requested, relevant information may similarly be made available.)

5. Regulations Associated with National Security Export Control

Not only the export of research equipment, but also technical data and assistance may be subject to export regulations. All Japan researchers must comply with all relevant laws and institutions of Japan and other involved nations as well as international rules.

Reference:

Ministry of Economy, Trade, and Industry website

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>

In recent years, there have been numerous suggestions and media reports that Japan's crucial advanced technology information has inadvertently been leaked to foreign entities, which has affected Japan's industrial competitiveness and other national issues. Also, from the perspective of national security export control, those who possess sensitive technology critical to national security must act cautiously because a careless leak of technology involving the development, production, or use of weapons of mass destruction, once in the hands of terrorists, can have a serious impact on the maintenance of peace and safety of Japan and the international community. [Source: "The Guidance for the Control of Sensitive Technologies (January 2008)" available in Japanese at the above website.]

With regard to bringing back information, documents, or samples from foreign countries, you must follow their laws. If you plan to use biological/genetic resources of foreign countries for your research, you must sufficiently know in advance about their ratification and compliance status regarding relevant treaties such as the Cartagena Protocol on Biosafety, the Convention on Biological Diversity and so on.

Refer to the following websites for detailed information on the access to biological/genetic resources and the Convention on Biological Diversity.

References:

Japan Bioindustry Association website

<http://www.mabs.jp/>

Convention on Biological Diversity website

<http://www.cbd.int>

6. Ensuring Bioethics and Safety

When a researcher conducts life science research, he/she must observe laws, ordinances, and guidelines issued by each Ministry to ensure bioethics and safety. If organizations with which the researchers are affiliated require approvals, reports, or confirmations associated with his/her research, he/she must follow the procedures specified by the organizations.

The following are main laws and regulations issued by various Ministries. Please note that some research topics may be subject to other laws and regulations.

- (1) Act on the Regulation of Human Cloning Techniques (Act No. 146 of 2000)
- (2) Guidelines for the Handling of Specific Embryos (Public Notice of the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology, No. 173 of 2001)
- (3) Guidelines for the Derivation and Use of Human Embryonic Stem Cells (Public Notice of the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology, No. 87 of 2007)
- (4) Ethics Guidelines for Research on the Human Genome and Gene Analysis (Public Notice of the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology, and Ministry of Health, Labor, and Welfare, and Ministry of Economy, Trade, and Industry, No. 1 of 2004)
- (5) Ordinance for Implementation Standards for Clinical Tests of Drugs (Ordinance of the Ministry of Health and Welfare, No. 28 of 1997)
- (6) On the Approach of Research and Development Using Human Tissues Obtained from Surgery (Report of the Health Science Council, the Ministry of Health and Welfare, 1998)
- (7) Ethics Guidelines for Epidemiological Research (Public Notice of the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology, and Ministry of Health, Labor, and Welfare, No. 1 of 2007)
- (8) Guidelines for Gene Therapy Clinical Research (Public Notice of the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology, and Ministry of Health, Labor, and Welfare, No. 2 of 2004)
- (9) Ethics Guidelines for Clinical Research (Public Notice of the Ministry of Health, Labor, and Welfare, No. 415 of 2008, Revised on July 31, 2008, Effective on April 1, 2009)
- (10) Act on the Conservation of Biological Diversity through Regulations on the Use of Living Modified Organisms (Act No. 97 of 2003)

In addition, the following website offers detailed information on how the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology (MEXT) ensures bioethics and safety.

Reference:

“Efforts for Promoting Bioethics and Safety” at the MEXT website

http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/seimei/main.htm

7 Handling of Samples and Specimens

If a research plan involves the acquisition of samples or specimens in foreign countries, a researcher must make appropriate preparations regarding the handling of biological resources before application.

8. Protection of Interests and Human Rights

If a research plan requires agreements or cooperation from parties involved or social consensus, a researcher must make appropriate preparations regarding the protection of interests and human rights before application.

9. Social and Ethical Considerations

A research plan or its implementation deemed unacceptable from a social and ethical standpoint will not be considered during the selection process. Also, any violation of the above mentioned guidelines or any inappropriate conduct may result in the cancellation of the selection or the termination of the research project, full or partial return of awarded funds, and a public announcement of the misconduct.

10. Responsibility for the Safety of Researchers

JST will not assume any responsibility for injuries or illnesses that occur during the period of this research exchange program.

11. Ban on the Military Application of Research Results

The military application of research results from this exchange program is strictly prohibited.

平成24年度 戦略的国際科学技術協力推進事業
日本－タイ研究交流
「バイオテクノロジー」

第2回課題提案募集（提出期限：2012年4月18日（水）午後5時）

I. 概要

I-1. 日本－タイ研究交流のための新たな枠組み

平成21年5月20日に科学技術振興機構（JST）及びタイ国家科学技術開発庁（NSTDA）との間で交わされた覚書の下、JSTとNSTDAは「バイオテクノロジー」分野における両国の研究交流課題を共同支援することにしました。

I-2. 本事業の目的と研究分野について

本事業の目的は、革新的な新しい技術につながる世界的な研究成果を目指して「バイオテクノロジー」分野における日本－タイ間の研究交流を強化することにあります。

今回の募集では NSTDA の一センターである国家遺伝子工学バイオテクノロジーセンター（BIOTEC）が NSTDA の代わりに募集を実施します。

今回の募集ではバイオテクノロジーのうち、以下の研究領域に重点を置きます：

1. 微生物バイオテクノロジー
 - i) パイロットスケールによる生産時間短縮および生産コスト低下の検証を視野に入れた、組み替えタンパク質または生物学的製剤の生産能力の向上のための新技術
 - ii) 多遺伝子発現のための異種発現システムの改良に向けた新技術
2. アグロバイオテクノロジー
 - i) 主要農作物の改善のためのバイオテクノロジー利用
3. 機能ゲノミクステクノロジー
 - i) ゲノムデータおよび遺伝子／遺伝子産物の機能の大規模解析のための新技術
 - ii) 遺伝子／遺伝子群の特性評価および正確・精密なハイスループットゲノム解析のための新規解析技術

I-3. 応募資格

JSTとBIOTECは、上記のような「バイオテクノロジー」分野における研究交流課題の提案を、日本とタイの研究者から募集します。応募にあたり、各国における応募条件を満たす必要があります。採択されるためには、既に研究基盤のある研究がさらに強化され、付加的な価値が創出される研究交流であることが必要です。なお、企業の研究者も研究交流に参加可能です。

I-4. 支援の概要

JSTとBIOTECは、研究者同士の相互訪問を含んだ研究交流活動を支援します。JSTは日本側研究者を、BIOTECはタイ側研究者を支援します。

II. JST及びBIOTECによる具体的な支援の内容

応募状況にもよりますが、今回の公募では3課題採択する予定です。

II-1.研究交流の予算

本事業における予算上の制約から、各年度において配付金額が調整されることがあります。

なお、設備備品費に関しましては、原則として初年度のみの支援とします。

II-1.1. JST(日本側応募者のみ適用)

ひとつの研究課題に対する JST の年間予算は、各課題の活動内容により異なりますが、日本側研究者に割り当てられる3年間(36ヶ月)の総予算額は、原則として、1,500万円を超えないものとします(例えば、1年目に400万円、2年目に600万円、3年目に500万円という提案も可能です)。

II-1.1.1 支出費目

今回の公募によって行われる支援は、研究交流を促進するためのものです。従って、支援は主に研究交流に関するものや、研究交流に必要な日本における研究活動に向けられます。本支援で支出できる項目は以下のとおりです。

(1) 研究交流費

1) 旅費

原則として、旅費は研究代表者が所属する研究機関の旅費規程に従って支出してください。なお、JSTは日本側研究者の旅費のみ負担します。

2) シンポジウム・セミナー等開催費

(2) 試験研究費

1) 物品費

2) 人件費

博士課程在籍者に対する謝金や給与、博士研究員に対する給与(日本側研究者)

3) その他

ソフトウェア作成費、設備の賃貸料(リース又はレンタル料等)、機械運搬費等、上記に該当しない経費

(3) 間接経費

間接経費は、本事業に係わる一切の執行事務手続きを大学等で実施していただくことを前提として、研究交流費と試験研究費の合計の10%以下を原則として支出することが出来ます。なお、間接経費は総予算額の内枠として計上してください。

(4) 支出できない費目

以下については支出できないものとします：

1) 建物等施設の建設、不動産取得に関する費用

2) 主要な装置調達に関する費用

3) 研究交流の期間中に発生した事故・災害の処理のための費用

4) その他当該研究交流の実施に関連のない費用

II-1.2. BIOTEC(タイ側応募者のみ適用)

ひとつの研究課題に対する BIOTEC の年間予算は、各課題の活動内容により異なりますが、タイ側研究者に割り当てられる 3 年間（36 ヶ月）の総予算額は、原則として、500 万タイバーツを超えないものとします。

II-1.2.1 支出費目

今回の公募によって行われる支援は、研究交流を促進するためのものです。従って、支援は主に研究交流に関するものや、研究交流に必要なタイにおける研究活動に向けられます。最長で 3 年間の支援となります。

- 博士課程在籍者に対する謝金や給与、博士研究員（国民賃金に従って支援を受ける、3 年間を上限とする一時的なポスト）に対する給与。国内の規程で支払い可能であれば、若手研究者への給与も可。
- 消耗品
- 小規模な研究用機材
- 旅費及び訪問費
- 設備の賃貸料

各応募者に適用される国内基準に従って、全項目の支出を行ってください。

II-2.支援期間

研究交流の期間は合計で 3 年間（36 ヶ月）を超えないものとし、契約日から起算します。

II-3.支援詳細

本事業は、日本－タイ研究交流に係わる追加的費用（旅費、セミナー／シンポジウム開催費等）を支援するためのものです。両国の研究グループにおいては、主要な基盤が既に整備されていることが前提となります。

II-3.1. 日本側応募者と JST との契約

支援の実施にあたり、JST は大学や研究機関等（以下、「研究機関」という。）との間で委託研究契約を締結します。

委託研究契約は研究交流期間内で年度毎に締結します。

契約締結にあたっては、本事業に係わる一切の執行事務手続きを研究機関で実施していただくことを前提にしていますので、応募者は研究機関の担当部署とよくご相談ください。

支援の実施にあたり、採択された課題は JST の定める条件に従うものとします。また、本事業により生じた知的財産権は、契約により産業技術力強化法第 19 条（日本版バイドール条項）、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律第 25 条を適用し、原則として研究代表者の所属する研究機関に帰属させることが可能です。知的財産権（著作権及び特許を含む）及び知的財産の商用化に関する取り決めについては、その支援課題に適用される JST の定める条件に基づきます。

II-3.2. タイ側応募者と BIOTEC との契約

タイの研究機関と BIOTEC との契約は、BIOTEC における R&D 支援契約に従うものとします。また、知的財産権（著作権、特許、意匠権、プログラムやデータベースなどの無形財産に関する権利、ノウハウ等）に関する取り決めについては、国家科学技術開発委員会の定める規則に基づきます。

II-3.3. 研究者間の契約

実際の研究交流を実施する上で、共同研究契約を締結する必要がある場合には、日本とタイの研究機関同士で締結してください。また、実りある研究交流にするために、知的財産権の取扱いや各機関の権利及び義務等について、関係研究機関同士で十分な話し合い及び交渉を行うことを強く奨励します。なお、日本とタイの研究機関が共同研究契約を締結した場合には、応募書類にその旨記載してください。

III. 応募

日本とタイの研究代表者は、共通の内容の申請書をそれぞれ JST と BIOTEC へ提出してください。応募は英語で行ってください。ただし、日本側研究者については、日本語の申請書の提出も必要です。

申請書には以下のような事項を記載して下さい。

- a) 日本側研究者とタイ側研究者が、研究交流の中で何を行うのかを明確に示しつつ、どのような協力が行われるかについての記載を含んだ、研究に関する記述
- b) 科学的観点のみならず、産業・社会的観点から期待される成果に関する記述
- c) 研究交流の根幹をなす現在進行中の研究及び日本・タイグループの各々の強み、両グループ間の既存のつながりに関する記述
- d) 能力、技術力、資源の相互補完の方法も含めた、提案課題から期待される付加価値に関する記述。
- e) この提案課題が長期的な観点から日本タイの研究交流を強化する上で如何に役立つかについての記述
- f) 提案課題により期待される付加的な価値に関する記述
- g) 他の類似活動と比して、提案する研究交流課題が優れている理由

III -1. 申請書式

日本側とタイ側の申請者は、共通の申請書（Form E）を提出する必要があります。この申請書には以下の書式が含まれます。以下の書式で (J) と記載のあるものについては、日本側申請者は日本語の申請書も提出する必要があります。

Form 1E (J) 申請概要（研究課題名、研究代表者、研究期間）

Form 2E (J) 要約（キーワード、目標、研究方法、期待される研究成果）

Form 3E (J) 研究代表者情報（経歴（＊））
Form 4E (J) 日本及びタイの研究交流者一覧
Form 5E (J) 研究交流の概要－ 6 ページ以内－
Form 6E (J) 研究交流計画
Form 7E 日本側研究代表者の最近 5 年間の論文他
Form 8E タイ側研究代表者の最近 5 年間の論文他
Form 9E (J) 年度毎の経費計画

（＊）日本とタイ両国の研究代表者の経歴を記述してください。その中には、学歴、職歴（所属機関と役職）、所属学会等の基本的な情報を含めてください。なお、経歴は A4 番の半ページ以内でお願いします。

タイ側申請者は上記 Form E に加え、タイ語又は英語で書かれた BIOTEC 指定の書式を提出する必要があります。

III-2. 申請書式の作成

上記 III-1.にある申請書式の必要事項全てを記入してください。

III-3. 申請書式の提出について

今回の公募に関する応募書類は、2012 年 4 月 18 日までに、それぞれの国の締切時間に間に合うよう送付して下さい。

日本側応募者は、府省共通研究開発管理システム(e-Rad) (<http://www.e-rad.go.jp/index.html>) を通じ、2012 年 4 月 18 日（水）の午後 5 時までに応募を行ってください。e-Rad システムに関する詳細情報については別紙をご参照ください。

タイ側研究者は、BIOTEC の指定申請書式で 5 部、マイクロソフトワードの電子書式で 1 部、応募書類を英語で用意し Human Resources and Platform Technology Development Division へ提出して下さい。

IV. 評価について

IV-1. 評価手順

JST と BIOTEC で別々に選任された専門家で構成される委員会において、全ての提案書が評価され、選定が行われます。

この評価結果を元に、JST と BIOTEC は共同して支援する課題を決定します。

日本及びタイの委員は、提案課題が受理された後に選ばれます。

IV-2. 評価基準

評価は以下の一般的な項目に基づき行います。

1. 事業の趣旨および対象分野への適合性

提案内容は事業の趣旨および対象分野に合致していること。かつ当該研究の基盤が整備されていること。

2. 研究代表者の適格性および現在の研究活動

日本および相手国の研究代表者は、提案課題を推進する上で十分な洞察力又は経験（若手研究代表者の場合、潜在能力）を有しており、当該事業での支援期間中に研究交流を円滑に推進できる基盤を有すること。

3. 研究の有効性および相乗効果

先導的・独創的であり国際的に高く評価される研究であって、今後の科学技術に大きなインパクトを与え得ること、または国際的共通課題の解決に貢献すること。または革新的技術シーズの創出に貢献し、新産業の創出の手掛かりが期待できること。特に、相手国研究者・研究機関の知見・技術・ノウハウの獲得そして活用や、相手国の特徴的な資源および地理的メリットを生かした研究など、相手国研究機関との交流により相乗効果が期待される研究が望ましい。

4. 研究計画の妥当性

提案された研究構想を実現する上で適切な研究計画であり、また研究費計画であること（相手国研究機関との研究分担含む）。

5. (人的) 交流の有効性および継続性

特徴的な研究交流・ネットワークの強化のために、以下に例示するような取り組みが提案に含まれていること。

1. 人的交流を通じた若手研究者の育成
2. 当該事業を端緒とした相手国との研究交流の持続的な発展
3. 研究代表者・分担者以外の研究者も含む、相手国と日本のネットワークの拡大
4. タイにおける日本の科学技術プレゼンスの向上

6. (人的) 交流計画の妥当性

提案された交流構想を実現する上で適切な相手国研究機関との交流計画であり、また交流費計画であること。

IV-3. 結果の通知

選定の結果については、JST 及び BIOTEC より 7 月頃を目処として通知します。

V. 採択後の両国の研究代表者の責務

提案が採択された後、研究代表者とその所属研究機関は、研究交流の実施や支援経費の使用にあたり、以下のことを遵守してください。

V-1. 年度毎の進捗報告(JST)

日本側研究代表者は JST へ毎会計年度終了後速やかに、研究成果報告書を提出してください。また、研究代表者の所属する研究機関は委託研究費支出状況報告書を、年度終了後速やかに JST に提出してください。

V-2. 6 ヶ月の進捗報告(BIOTEC)

タイ側研究代表者は BIOTEC の要求に従い、研究状況の報告や次期支援額の要求のために、支出状況も含めた 6 ヶ月進捗報告書を提出してください。

V-2. 終了報告

期間内に実施した研究交流の終了報告を、日本の研究代表者は JST に、タイの研究代表者は BIOTEC へ、研究交流期間終了後 1 ヶ月以内にそれぞれ提出してください。終了報告には、経理報告と研究交流活動報告を記載してください。また、日本とタイの研究グループが共同で作成した、研究交流の概要（最大で A4 サイズ 5 ページ）も必要です。

なお、研究交流の成果を学会等で外部発表した場合には、終了報告書に発表内容の別刷り等を添付してください。

VI. 日本側研究者への情報及びその他必要条件

別添 2 をご確認ください。

VII. 問い合わせ先

その他質問等について、日本側申請者は以下にお問い合わせください。

独立行政法人 科学技術振興機構 国際科学技術部
担当：宇佐見 健、金子 恵美、岸田 絵里子
Tel. 03-5214-7375 Fax 03-5214-7379
sicpth@jst.go.jp

その他質問等について、タイ側申請者は以下にお問い合わせください。

Mr. Therapatt Prasansarakij
Human Resources and Platform Technology Development Division
National Center for Genetic Engineering and Biotechnology (BIOTEC)
Tel: +66 (0) 2 5646700 ext. 3565
Fax: +66 (0) 2 5646705
E-mail: therapat@biotec.or.th

日本側応募者への追加的注意事項

I.e-Rad 入力上の注意点

応募は、府省共通研究開発管理システム(以下、e-Radと表記します。)にて受付けます。
e-Radに入力する上での注意点は以下の通りです。

- ①研究交流課題名: **日本語で研究交流課題名**を記入してください。
- ②研究目的: **研究目的を日本語で150 字程度**でご記入ください。
- ③研究概要: **研究計画の要旨を日本語で800 字程度**でご記入ください。
- ④応募組織の入力では**研究代表者のみ**の情報を入力してください。
- ④現在支援を受けている事業に関し、その受入状況を忘れずにご記入ください。
- ④e-Rad 上でも研究費を入力する項目がありますので、費目ごとに申請書と同じ内訳をご記入ください。
- ⑤平成 YY 年度からの支援となりますので、平成 XX 年度の研究費の各カラムには 0 をご入力ください。
(単位: 千円)

II. 応募に際してよくある質問

平成XX年度日本－XX 研究交流「課題名」への応募に関し、主な Q&A を以下にまとめています。

応募の際に、所属機関の承諾書が必要ですか。	必要ありません。ただし、採択後には、JST と研究者が研究を実施する研究機関との間で研究契約を締結することになりますので、必要に応じて研究機関への事前説明等を行ってください。
年齢等の応募資格の制限はありますか。	年齢制限はございません。
日本側代表研究者は、日本国籍を有する者である必要がありますか。	日本国内の研究機関に所属する研究者であれば、国籍による応募資格の制限はございません。
JST のさきがけ研究者、CREST の研究代表者または主たる共同研究者として採択されている場合でも、本公募に応募することができますか。	本公募へ応募することは可能ですが、採択候補となった場合には、研究費の減額や研究計画の調整などを行う場合がございます。
内閣府の最先端・次世代研究開発支援プログラムで研究を実施している場合でも、本公募に応募することができますか。	「最先端・次世代研究開発支援プログラム研究費の重複受給制限について」(平成 23 年 1 月 28 日総合科学技術会議次世代プログラム運営会議)に基づき、当事業は最先端・次世代研究開発支援プログラムにおける研究費の重複受給制限に該当します。
戦略的国際科学技術協力推進事業の他国との交流事業に採択されている場合、応募することはできますか。	応募することは可能ですが、採択候補となった場合には、研究費の減額や研究計画の調整を行う場合がございます。
採択された場合、研究機関と委託研究契約を結ぶとありますが、それは研究代表者の研究機関だけではなく、研究分担者の所属機関とも委託研究契約を締結して予算が配分されますか。	JSTは、研究代表者の所属機関との間でのみ、委託研究契約を締結します。したがって、すべての委託研究費は研究代表者の所属機関に支払われることになります。また、研究代表者の研究機関から、研究分担者の研究機関へ研究費を譲渡することは、「再委託」として原則認めておりません。 ご留意の上、ご応募ください。

--	--

Ⅱ. e-Rad を利用した応募方法

1. e-Radの使用に当たっての留意事項

①e-Radによる応募

操作方法に関するマニュアルは、e-Radポータルサイト(<http://www.e-rad.go.jp/>)から参照・ダウンロードすることができます。e-Rad利用規約に同意の上、応募してください。

②e-Radの利用可能時間帯

(月～金) 午前 6:00 から翌午前 2:00 まで

(土、日) 午前 12:00(正午)から翌午前 2:00 まで

国民の祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)に関わらず、上記時間帯は利用可能です。ただし、上記利用可能時間内であっても、緊急のメンテナンス等により、サービスを停止する場合があります。運用停止を行う場合は、e-Radポータルサイトにて予めお知らせします。

③研究機関、研究者情報の登録(ログイン、パスワードの取得)

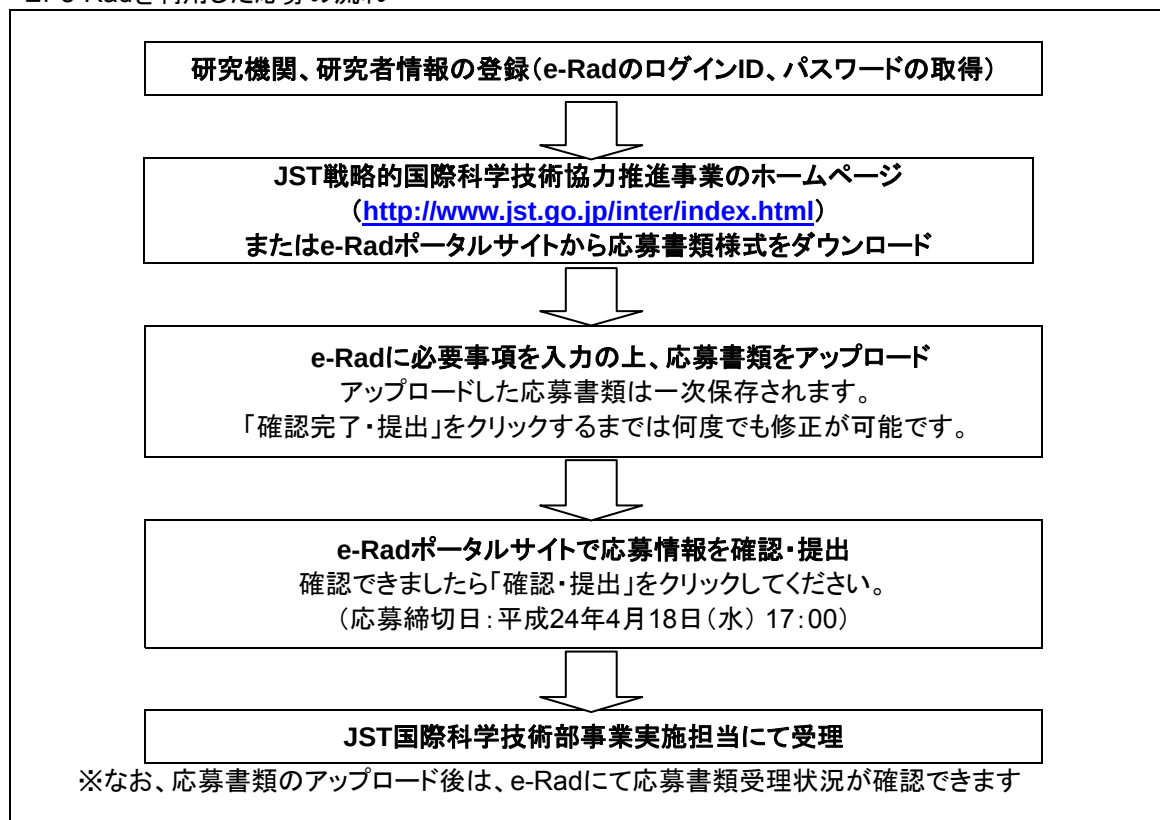
本事業に応募する研究代表者は、事前にe-Radに研究者情報を登録し、e-RadのログインID、パスワードを取得しておくことが必要となります。

ログインID、パスワードの取得に当たっては、(1)研究機関に所属する研究者は、e-Rad上に研究機関(以下「所属研究機関」と称します)と、その事務担当者、および研究者情報を登録すること、(2)研究機関に所属していない研究者については、研究者情報を登録することが必要となります。

登録方法はe-Radポータルサイトを参照してください。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。

一度登録が完了すれば、他制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、他制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

2. e-Radを利用した応募の流れ



3. 具体的な操作方法と注意事項

以下、申請書等のダウンロードの方法およびe-Radへアップロードする方法をご案内します。

①「研究者ログイン」画面

e-Radポータルサイト(<http://www.e-rad.go.jp/>)から、e-Radへログインしてください。

The screenshot shows the e-Rad Researcher Login page. At the top, there is a header with the e-Rad logo and the text "Research and Development 府省共通研究開発管理システム". Below the header, the page title "研究者ログイン" is displayed. The main content area contains a login form with two input fields: "ID" and "パスワード". The ID field has a placeholder "XXXXXXXXXX" and the password field has a placeholder "XXXXXXXXXX". Below the input fields is a blue button labeled "ログイン".

②「研究者向けメニュー」画面

「公募一覧」をクリックしてください。

Research and Development
府省共通研究開発管理システム

ヘルプ ログアウト

>>>> 研究者向けメニュー

> 公募申請

公募一覧

公募情報一覧

応募基本情報変更・交付・委託契約手続き情報一覧

応募基本情報変更・交付・委託契約手続き情報状況一覧

成果報告情報一覧

成果報告情報状況一覧

代表者採択課題一覧(課題ID確認等)

課題一覧(資金・エフオント確認)

> 研究者情報管理

研究者情報修正

> メール通知設定

> パスワード変更

前回ログイン 2010/11/01 13:15:46

③「配分機関情報一覧」画面

独立行政法人科学技術振興機構の「応募情報入力」をクリックしてください。

Research and Development
府省共通研究開発管理システム

メニューに戻る ヘルプ ログアウト

>>>> 配分機関情報一覧

府省庁名	配分機関名	公募一覧
内閣府本部	内閣府	★ 応募情報入力
経産省	経産省	★ 応募情報入力
経産省	消防庁	★ 応募情報入力
経産省	独立行政法人情報通信研究機構	★ 応募情報入力
文部科学省	文部科学省	★ 応募情報入力
文部科学省	独立行政法人物質・材料研究機構	★ 応募情報入力
文部科学省	独立行政法人防災科学技術研究所	★ 応募情報入力
文部科学省	独立行政法人放射線医学総合研究所	★ 応募情報入力
文部科学省	独立行政法人科学技術振興機構	公募中 ★ 応募情報入力
文部科学省	独立行政法人日本学術振興会	★ 応募情報入力
文部科学省	独立行政法人日本学術振興会	★ 応募情報入力
文部科学省	独立行政法人理化学研究所	★ 応募情報入力
文部科学省	独立行政法人宇宙航空研究開発機構	★ 応募情報入力
文部科学省	独立行政法人海洋研究開発機構	★ 応募情報入力

④「受付中公募一覧」画面

応募する課題名を探し、募集要項・応募様式をダウンロードしてください。

>>>> 受付中公募一覧

「機関承認の有無」が「有」の場合は、所属研究機関の事務担当者の承認が必要です。
「機関承認の有無」が「無」の場合は、所属研究機関の事務担当者の承認がありません。
機関内締切日が設定されている場合には、機関内締切日までに応募情報の提出をお願いします。
「機関承認の有無」が「無」の場合は、応募受付終了日までに応募情報の提出をお願いします。

公募名	公募要領	申請様式			URL	機関承認の有無	応募受付開始日	機関内締切日	応募受付終了日	応募情報入力
		Word (Win)	Word (Mac)	一太郎						
産学共創基盤基盤研究 技術テーマ【革新的次世代高性能磁石創製の指針構築】						無	2011年09月01日 12時00分		2011年10月11日 12時00分	応募情報入力
研究成果最速展開事業(研究成果最速展開支援プログラム(A-STEP))<フイジビリティスタディ(探索タイプ)>平成23年度第2回公募					研究成果最速展開支援プログラム(A-STEP)(公募要領・申請書)	無	2011年08月01日 10時00分		2011年09月15日 12時00分	応募情報入力
研究成果最速展開支援プログラム(A-STEP)(フイジビリティスタディ<シリーズ 顕在化タイプ、起業検証タイプ>)平成23年度第2回公募					研究成果最速展開支援プログラム(A-STEP)(公募要領・申請書)	無	2011年08月01日 10時00分		2011年09月20日 12時00分	応募情報入力
地球規模課題対応国際科学協力事業(SATREPS) 特定型課題形成調査【若手FS】					地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム(SATREPS) 特定型課題形成調査【若手FS】公募のご案内	無	2011年07月01日 10時00分		2011年09月30日 12時00分	応募情報入力
平成23年度 日本(JST)－イスラエル(MOST) 研究交流課題募集					平成23年度 日本－イスラエル研究交流課題(分野: 脳研究)募集のお知らせ	無	2011年06月15日 14時00分		2011年09月12日 17時00分	応募情報入力

⑤ 応募書類の作成

応募書類を、以下の点に留意し、作成してください。操作方法の詳細については、e-Rad研究者用マニュアル(※)をご参照ください。

応募書類の形式について	・ 応募書類(アップロードファイル)はWord、一太郎、PDFのいずれかの形式にて作成し、応募してください。Word、一太郎、PDFのバージョンについては、e-Rad研究者用マニュアルでご確認ください。 ・ 応募書類にはパスワードを設定しないでください。
画像ファイル形式について	応募書類に貼り付ける画像ファイルの種類は「GIF」、「BMP」、「JPEG」、「PNG」形式のみとしてください。それ以外の画像データを貼り付けた場合、正しくPDF形式に変換されません。
ファイル容量について	・ アップロードできるファイルの最大容量は3Mbyteです。それを超える容量のファイルは国際科学技術部事業実施担当へ問い合わせてください。 ・ 応募書類は、アップロードを行うと、自動的にPDFファイルに変換されます。外字や特殊文字等を使用した場合、文字化けする可能性がありますので、変換されたPDFファイルの内容をe-Radで必ず確認してください。

(※)e-Rad研究者用マニュアル(<http://www.e-rad.go.jp/kenkyu/manual/index.html>)

⑥ 応募書類のアップロード

「受付中公募一覧」画面の応募したい公募名の「応募情報入力」をクリックしてください。

>>>> 受付中公募一覧

「機関承認の有無」が“有”の場合は、所属研究機関の事務担当者の承認が必要です。
 「機関承認の有無」が“無”の場合は、所属研究機関の事務担当者の承認がありません。
 機関内締切日が設定されている場合には、機関内締切日時までに応募情報の提出をお願いします。
 「機関承認の有無」が“無”の場合は、応募受付終了日時までに応募情報の提出をお願いします。

公募名	公募要領	申請様式			URL	機関承認の有無	応募受付開始日	機関内締切日	応募受付終了日	応募情報入力
		Word (Win)	Word (Mac)	一太郎						
産学共創基礎基盤研究 技術テーマ【革新的次世代高性能磁石創製の指針構築】						無	2011年09月01日 12時00分		2011年10月11日 12時00分	応募情報入力
研究成果展開事業(研究成果最速展開支援プログラム(A-STEP))<フイージビリティスタディ(探索タイプ)>平成23年度第2回公募					研究成果最速展開支援プログラム(A-STEP)(公募要領・申請書)	無	2011年08月01日 10時00分		2011年09月15日 12時00分	応募情報入力
研究成果最速展開支援プログラム(A-STEP)<フイージビリティスタディ(シリーズ)顕在化タイプ、起業検証タイプ>平成23年度第2回公募					研究成果最速展開支援プログラム(A-STEP)(公募要領・申請書)	無	2011年08月01日 10時00分		2011年09月20日 12時00分	応募情報入力
地球規模課題対応国際科学協力事業(SATREPS) 特定型課題形成調査【若手FS】					地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム(SATREPS) 特定型課題形成調査【若手FS】公募のご案内	無	2011年07月01日 10時00分		2011年09月30日 12時00分	応募情報入力
平成23年度 日本(JST)－イスラエル(MOST) 研究交流課題募集					平成23年度 日本－イスラエル研究交流課題(分野: 脳研究)募集のお知らせ	無	2011年06月15日 14時00分		2011年09月12日 7時00分	応募情報入力

⑦応募条件の確認

画面に表示された注意事項をよくお読みの上、「承諾して次へ進む」をクリックしてください。

▶ 応募条件

募集要項に従ってご応募下さい。

【注意事項】

：研究代表者以外のメンバー情報はe-rad上には登録いただく必要はありません。申請書の方だけに記載下さい。

：応募・受入状況の入力においては、受入が確定している研究費だけを記載下さい。応募中で結果が判明していないものは記載不要です。

：研究目的、研究概要はシステム上1000文字まで記載できますが、200字程度を目安に記載下さい。



戻る

承諾して次へ進む

⑧登録されている研究者情報の確認

研究者情報が応募者のものであることを確認し、「次へ進む」をクリックしてください。

(e-Radからメールが自動配信されるよう設定されている場合、応募書類の受付状況が変更された時等に本画面のメールアドレス宛にメールが送信されます。メールアドレスを変更する必要がある場合は、所属研究機関の事務担当者に連絡してください。研究機関に所属していない方は、「e-Rad ヘルプデスク」に連絡してください。)

研究者情報の確認>>研究共通情報の入力>>研究個別情報の入力>>応募時予宣額の入力>>研究組織情報の入力>>応募・受入状況の入力>>応募情報ファイルの指定>>入力情報の確認

研究代表者の情報を確認してください。
研究代表者情報が間違っている場合には、再度、研究代表者検索を行ってください。
研究代表者情報に誤りがなければ、[次へ進む]ボタンをクリックしてください。

研究者番号	12345678		
所属研究機関	(コード) 9000001001	(名) 研究第一研究所	
所属部署	(コード) 99	(名) その他	
職名		(名) その他	
学位	(コード) 99	(名) その他	
研究者氏名	漢字	(姓) 研究	(名) 二郎
	フリガナ	(姓) ケンキョウ	(名) ジロウ
性別	漢字	(姓) KENKYU	(名) JIROU
	フリガナ		
生年月日	1968年05月07日		
メールアドレス	Unregistered@Unregistered.com		

キャンセル → 次へ進む

⑨「応募情報登録【研究共通情報の入力】

研究共通情報の入力欄に、必要事項をご記入ください。

年度	2011年度	
配分権限名	独立行政法人科学技術振興機構	
制度名	戦略的国際科学技術協力推進事業	
事業名	日本(JST)－イスラエル(MOST)研究交流	
新規継続区分	* ☒ 新規 ☐ 継続	
課題ID	(新規継続区分が継続の場合は必須項目です。)	
研究開発課題名	* ※100文字以内で入力してください	
研究種別	基礎研究	
研究期間	(開始) * 年度 ～ (終了予定) * 年度	
主分野	* (コード) 一覧	
副分野1	(コード) 一覧	
副分野2	(コード) 一覧	
副分野3	(コード) 一覧	
研究キーワード1	(コード) 一覧	 ※「その他」の場合のみ50文字以内で入力してください
研究キーワード2	(コード) 一覧	 ※「その他」の場合のみ50文字以内で入力してください
研究キーワード3	(コード) 一覧	 ※「その他」の場合のみ50文字以内で入力してください
研究キーワード4	(コード) 一覧	 ※「その他」の場合のみ50文字以内で入力してください
研究キーワード5	(コード) 一覧	 ※「その他」の場合のみ50文字以内で入力してください
研究目的	* ※ 合計文字数が1000文字以内(改行、スペース含む。改行は2文字で計算)で入力してください。 また、1行60文字で自動的に改行されます。合計行数が80行以内におさまるようにしてください。 改行なしの入力では、最大968文字までの入力となります。 入力文字チェック	
研究概要	* ※ 合計文字数が1000文字以内(改行、スペース含む。改行は2文字で計算)で入力してください。 また、1行60文字で自動的に改行されます。合計行数が80行以内におさまるようにしてください。 改行なしの入力では、最大968文字までの入力となります。 入力文字チェック	
キャンセル 戻る 一時保存 → 次へ進む		

入力上の注意点	
新規継続区分	新規を選択
課題ID	入力不要
研究開発課題名	日本語で題目をご記入ください。
研究期間	西暦で20XX年から20XX年としてください。
主分野、副分野	(主分野)ご自身の研究分野に合う内容を選択してください。 (副分野)選択不要
研究キーワード	入力不要
研究目的	e-Rad上は1000文字まで入力できますが、日本語150文字程度でご記入ください。
研究概要	e-Rad上は1000文字まで入力できますが、日本語800文字程度でご記入ください。

⑩応募情報登録【応募時予算額の入力】

応募する課題の経費計画について、応募書類に記載したものと同様の内容を入力してください。
なお、e-Rad上では千円単位での入力になります。千円以下は切り捨ててご記入ください。

			平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合計
使用内訳(千円)	直接経費(直接費) (千円)	物品費	0	0	0	0	0
		旅費	0	0	0	0	0
		人件費・謝金	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0
		小計	0	0	0	0	0
	間接経費(一般管理 費)(千円)	間接経費	0	0	0	0	0
		小計	0	0	0	0	0
	研究経費(千円)		0	0	0	0	0

⑪応募情報登録【研究組織情報の入力】

本応募課題に関する研究代表者の情報を入力してください。

e-Rad府省共通研究開発管理システム

メニューに戻るヘルプログアウト

>>>> 応募情報登録【研究組織情報の入力】

研究者情報の確認>>研究共通情報の入力>>研究個別情報の入力>>応募時予算額の入力>>研究組織情報の入力>>応募・受入状況の入力>>応募情報ファイルの指定>>入力情報の確認

項目を入力して次へ進むをクリックしてください。

エフォートとは、「研究者の年間の全仕事時間を100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要な時間配分率(%)」のことです。

研究者情報				所属研究機関 部署 職	1.専門分野 2.学位 3.役割分担	直接経費(直接費) 間接経費(一般管理費) (千円)	エフ ォ ー ト (%)			
研究代表者	研究者番号	12345678		(所属研究機関コード) 9000001001 (部署名) その他 (職名) その他	1.					
	フリガナ 氏名	(姓) ケンキュウ	(名) ジロウ		2.(学位名) その他					
	漢字	(姓) 研究	(名) 二郎		3.					
追加										
キャンセル戻る一時保存次へ進む										

ログアウト

入力上の注意点	
直接経費、間接経費	本応募課題の全研究期間の総額を、直接経費、間接経費に分けて千円単位でご記入ください。
エフォート率	本研究に割くエフォート率を入力してください。
「追加」欄について	研究代表者の情報のみを入力してください。「追加」ボタンをクリックし、研究分担者等の入力欄を増やすことができますが、研究分担者情報の入力は不要です。
数字の記入方法について	「, (コンマ)」は自動的に挿入されますので、記入不要です。 「正しい値を入力してください。」というエラーがでた際は、「, (コンマ)」を抜いて数字を入力してください。

⑫応募情報登録【応募・受入状況の入力】

研究代表者において、受入が決定している研究費についてのみご記入ください。受入が決定している研究費が複数ある場合は「追加」をクリックし適宜入力欄を増やしてください。

該当する研究費がない、あるいは受入が決定している研究費であっても配分機関コードや事業コードが一覧にない場合は、「削除」をクリックし入力欄を削除した上で、次へお進みください。

⑬応募情報登録【応募情報ファイルの指定】

応募書類をアップロードした上で、次へ進んでください。

>>>> 応募情報登録【応募情報ファイルの指定】

⑭応募情報登録【入力情報の確認】
入力した情報が正しく表示されていることを確認して「OK」をクリックしてください。

>>>> 応募情報登録【入力情報の確認】

プレビュー画面

研究者情報の確認>>研究共通情報の入力>>研究個別情報の入力>>応募時予算額の入力>>研究組織情報の入力>>応募・受入状況の入力>>応募情報ファイルの指定
>> 入力情報の確認

【応募基本情報(研究共通情報)】

年度	2011年度		
配分機関名	独立行政法人科学技術振興機構		
制度名	戦略的国際科学技術協力推進事業		
事業名	日本(JST)–ドイツ(DFG、BMBF)研究交流		
新規継続区分	新規		
課題ID			
研究開発課題名			
研究種別	基礎研究、応用研究、開発研究		
研究期間	〈開始〉～〈終了予定〉		
主分野	〈コード〉		〈名〉
副分野1	〈コード〉		〈名〉
副分野2	〈コード〉		〈名〉
副分野3	〈コード〉		〈名〉
研究キーワード1	〈コード〉		〈名〉
研究キーワード2	〈コード〉		〈名〉
研究キーワード3	〈コード〉		〈名〉
研究キーワード5	〈コード〉		〈名〉
研究目的			
研究概要			

【応募基本情報(応募時予算額)】

			平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合計
使用内訳(千円)	直接経費(直接費) (千円)	物品費	0	0	0	0	0
		旅費	0	0	0	0	0
		人件費・謝金	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0
		小計	0	0	0	0	0
	間接経費(一般管理 費)(千円)	間接経費	0	0	0	0	0
		小計	0	0	0	0	0
	研究経費(千円)	0	0	0	0	0	

【研究組織情報】

	研究者氏名	所属研究機関 所属部署 職名	専門分野 学位 役割分担	直接経費(直接費) 間接経費(一般管理費) (千円)	エフォート(%)
研究代表者	〈研究者番号〉12345678 (フリガナ) ケンキウ シロウ (漢字) 研究 二郎	〈所属研究機関コード〉9000001001 〈所属部署名〉その他 〈職名〉その他	〈専門分野〉 〈学位〉その他 〈役割分担〉		
合 計				0 0	

【応募・受入状況】

助成の 有無	配分機関	事業	課題	研究開発課題名	研究期間	予算額(千円)	エフォート(%)
-----------	------	----	----	---------	------	---------	----------

【応募情報ファイル】

添付ファイル

「OK」ボタンをクリックしてシステムエラー画面が表示される場合は、[ヘルプデスク](#)まで連絡してください。

キャンセル

戻る

一時保存

OK

⑮応募情報登録を確認

1. アップロードした応募書類は、PDF形式へ自動的に変換されます。「ダウンロード」ボタンをクリックして、応募情報と研究提案書ファイルが結合されたPDFファイルをダウンロードしてください。

2. PDFファイルを確認し、不備がなければ「確認完了・提出」ボタンをクリックしてください。なお、「確認完了・提出」ボタンをクリックし、JSTへ提出した時点で応募書類は修正することができなくなりますのでご注意ください。

公募期間終了後、相手国でも応募がなされていることを確認したうえで、応募書類を正式に受理します。

Research and Development
e-Rad 府省共選研究開発管理システム

メニューに戻る ヘルプ ログアウト

====> 応募情報登録確認

送信した応募情報はPDFファイルに変換されました。
あなたの応募情報は今後このPDFファイルで処理されます。

(1)応募基本情報の[ダウンロード]ボタンをクリックしてPDFファイルをダウンロードし、内容を確認してください。

(2)ダウンロードしたPDFファイルの内容に不備があれば、画面下部の[確認完了・提出]ボタンをクリックしてください。
応募情報は事務局直ちに提出されます。

不備があった場合には、応募状況の[修正]ボタンから修正してください。

配分機関名	独立行政法人科学技術振興機構
事業名	戦略的創造研究推進事業CREST 元素戦略を基軸とする物質・材料の革新的機能の創出 研究領域
公募名	CREST【玉尾地平 研究経路】「元素戦略を基軸とする物質・材料の革新的機能の創出」領域
種別	基礎研究
研究開発課題名	○○○○○○○○
作成日	
応募基本情報	
応募状況	

確認完了・提出

応募書類提出後の修正について	「確認終了・提出」をクリックすると、提案書はJSTへ提出されます。 JSTへ提出した時点で提案書を修正することができなくなりますので、十分留意の上提出してください
受付状況の確認について	- 応募書類の受理確認は、「受付状況一覧画面」から行うことができます。 - 提出締切日時までにe-Radの「受付状況一覧画面」の受付状況が「配分機関受付中」となっていない応募書類は無効となります。

4. お問い合わせ先

本制度・事業に関する問い合わせは、国際科学技術部事業実施担当にて受付けます。

e-Radの操作方法に関する問い合わせは、e-Radヘルプデスクにて受付けます。

戦略的国際科学技術協力推進事業のホームページおよびe-Radポータルサイトをよく確認の上、お問い合わせください。なお、審査状況、採否に関する問い合わせには一切回答できません。

○戦略的国際科学技術協力推進事業のホームページ<http://www.jst.go.jp/inter/index.html>

○e-Radポータルサイト:<http://www.e-rad.go.jp/>

(問い合わせ先一覧)

制度・事業に関する問い合わせ および提出書類の作成・提出に 関する手続き等に関する問い 合わせ	JST戦略的国際科学技術 協力推進事業 国際科学技術部 事業実施担当 宇佐見、金子、岸田	<お問い合わせはなるべく電子メールで願 いします(お急ぎの場合を除く)> sicpth@jst.go.jp 03-5214-7375(直通) 03-5214-7379(FAX) 受付時間: 10:00~12:00/13:00~17:00 ※土曜日、日曜日、国民の祝日 および年 末年始(12月29日~ 1月3日)を除く
e-Radの操作方法に関する問 い合わせ	e-Radヘルプデスク	0120-066-877(フリーダイヤル) (受付時間帯) 受付時間: 9:30~17:30 ※土曜日、日曜日、国民の祝日 および年 末年始(12月29日~ 1月3日)を除く

Ⅲ その他の留意事項

1. 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)に基づく体制整備等の自己評価チェックリストの提出について

本事業に採択された場合は、委託研究契約の締結に当たって、標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制の整備、及びその実施状況等についての体制整備等自己評価チェックリスト(以下「チェックリスト」という。)を提出する必要があります。

このため、研究代表者の所属研究機関は、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査」ウェブサイト¹に定める様式・方法によって、契約予定日までに、文部科学省科学技術・学術政策局調査調整課競争的資金調整室にチェックリストを提出する必要があります。

ただし、平成 24 年 4 月 1 日以降、チェックリストを提出している機関にあっては、今回の応募にあたって改めてチェックリストを提出する必要はありません。

具体的な提出方法は以下の文部科学省のウェブサイトをご覧ください。

【参考】

文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査」ウェブサイト

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/08122501.htm

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出方法について

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/_icsFiles/afieldfile/2011/09/05/1310314_01.pdf

2. 研究者情報の取扱いについて

(1) 採択された課題に関する情報の取扱い

採択された個々の課題に関する情報(制度名、研究課題名、研究代表者名、予算額及び実施期間)は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)第5条第1号イに定める「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」にあたるものとします。これらの情報は、採択後必要に応じて、JSTのホームページにおいて公開します。

(2) e-Radからの政府研究開発データベース^{*}への情報提供等

応募書類等に含まれる個人情報¹は、不合理な重複や過度の集中の排除のため、他府省・独立行政法人を含む他の研究資金制度・事業の業務においても必要な範囲で利用(データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む)する他、e-Radを経由し、内閣府の「政府研究開発データベース」へ提供します。また、同データベースの作成のため、各種の作業や情報確認についてご協力いただくことがあります。

政府研究開発データベースとは、国の資金による研究開発について適切に評価し、効果的・効率的に総合戦略、資源配分等の方針の企画立案を行うため、内閣府総合科学技術会議が研究情報を一元的・網羅的に把握し、必要情報を検索・分析するために構築しているものです。

3. 委託研究費の執行について

(1) 研究費の不合理な重複・過度の集中に対する措置

本事業に提案された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が、実質的に同一であって、複数の競争的資金あるいは研究プロジェクト資金が不必要に重ねて配分される状態であると認められる場合、本事業の対象課題に対して、審査対象からの除外、採択の決定

の取消し、又は経費の減額等の措置を行うことがあります。

また、本事業に提案された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、当該研究代表者又は研究分担者等のグループ(以下、「研究者等」という。)に当該年度に配分される研究費全体が効果的・効率的に使用できる限度を超え、エフォートに比して過大であり、その研究期間内で使い切れない程の状態である等と認められる場合には、本事業において、対象課題を審査対象からの除外、採択の決定の取消し、又は経費の減額等の措置を行うことがあります。

(2) 不合理な重複・過度の集中を排除するための、提案内容に関する情報提供

研究費の不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募(又は採択課題・事業)内容の一部に関する情報を、e-Radなどを通じて、文部科学省以外の他府省を含む他の競争的資金の担当部門に情報提供する場合があります。

(3) 研究費の不正な使用等に関する措置

- ・ 本事業において、研究費を他の用途に使用したり、JSTから研究費を支出する際に付した条件に違反したり、あるいは不正な手段を用いて研究費を受給する等、本事業の趣旨に反する研究費の不正な使用等が行われた場合には、当該研究に関して、研究の中止、研究費等の全部または一部の返還、ならびに事実の公表の措置を取ることがあります。

- ・ 国または独立行政法人が運用する他の競争的資金制度および研究プロジェクト資金、JSTが所掌する競争的資金制度以外の事業いずれかにおいて、研究費の不正な使用等を行った研究者であって、当該制度において申請および参加資格の制限が適用された研究者についても、一定期間、本事業への応募および新たな参加の資格が制限されます。(遡及して適用することがあります)。

- ・ 本事業において研究費の不正な使用等を行った場合、当該研究者およびそれに共謀した研究者の不正の内容を、他の競争的資金制度担当者(独立行政法人を含む)に対して情報提供を行います。その結果、他の競争的資金制度において申請および参加が制限される場合があります。

- ・ 本事業において、この不正使用等を行った研究者およびそれに共謀した研究者に対しては、不正の程度により、申請および参加の期間が以下のように制限されます。制限の期間は、原則として、委託費等を返還した年度の翌年度以降2年から5年間とします。ただし、「申請および参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、また共同研究者として新たに研究に参加することを指します。

- ・ 単純な事務処理の誤りである場合、制限しない。

- ・ 本事業による業務以外の用途への使用がない場合、2年間

- ・ 本事業による業務以外の用途への使用がある場合、2～5年間(程度に応じ個別に判断)

- ・ 応募書類における虚偽申告等、不正な行為による受給である場合、5年間

(4) 間接経費の執行および報告書の提出

間接経費は「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」(平成21年3月27日 競争的資金に関する関係府省連絡申し合わせ)に則り、研究機関の責任において、計画的かつ適正に執行してください。また、領収書等の証拠書類を整備し、それらを事業完了の年度の翌年度から5年間適切に保管し、使途の透明性の確保に努めてください。

また、JSTの各事業から間接経費の配分をうけた研究機関は、「間接経費報告書(PDF形式)」を電子メール(jst-i-report@jst.go.jp)にて提出する必要があります。

(5) 繰越について

本事業では、JSTの中期計画期間中であれば簡便な方法により、研究費の年度末繰越しを可能としています。詳しくは本事業事務処理要領(※)をご参照ください。

※戦略的国際科学技術協力推進事業 事務処理要領

大学等:http://www.jst.go.jp/inter/project/h23a/keiyaku_h23_youryou_a.pdf

企業等:http://www.jst.go.jp/inter/project/h23c/keiyaku_h23_youryou_c.pdf

4. 研究を進める上での注意事項

(1) 研究活動の不正行為に対する措置

研究活動の不正行為(捏造、改ざん、盗用等)に対しては「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu12/houkoku/06082316/001/010.htm)に基づき、以下の措置をとることとします。

・ 本事業の研究課題に関して、研究活動の不正行為が認められた場合には、研究の中止、研究費等の全部または一部の返還、ならびに事実の公表の措置を取ることがあります。また、以下の者について、一定期間、本事業への応募及び新たな参加の資格が制限されます。

・ 不正行為があったと認定された研究にかかる論文等の不正行為に関与したと認定された著者・共著者及び当該不正行為に関与したと認定された者: 不正が認定された年度の翌年から2～10年

・ 不正行為に関与したとまでは認定されないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者: 不正が認定された年度の翌年から1～3年

・ 国または独立行政法人が運用する他の競争的資金制度において、研究活動の不正行為で処分を受けた研究者であって、当該制度において申請及び参加資格の制限が適用された研究者については、一定期間、本事業への応募及び新たな参加の資格が制限されます(遡及適用することがあります)。

・ 本事業において、研究活動の不正行為があったと認定された場合、当該研究者の不正行為の内容を、他の競争的資金担当者(独立行政法人を含む)に対して情報提供を行います。その結果、他の競争的資金制度において申請及び参加が制限される場合があります。

(2) 安全保障貿易管理に伴う各種規制

研究機材の輸出のみならず、技術データや技術支援については、輸出規制の対象となることがありますので、本邦の法律・制度、相手国の法律・制度及び国際ルールを十分に遵守してください。

【参考】「経済産業省」ホームページ

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>

安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス

http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

注意すべき主な技術分野は以下のとおりですが、これら以外でも規制対象となり得ます。特に、大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれの強い貨物の設計、製造又は使用に係る技術等の取扱は厳重に注意してください。

- ◎ 原子力技術(原子核反応、中性子工学など)
- ◎ 精密機械技術、精密加工技術、精密測定技術
- ◎ 自動制御技術、ロボット技術
- ◎ 化学・生化学(特に人体に有害な化学物質、解毒物質)
- ◎ バイオテクノロジー・医学(特に感染症・ワクチン)を含む生物学
- ◎ 高性能・高機能材料技術(耐熱材料、耐腐食性材料など)
- ◎ 航空宇宙技術、高性能エンジン技術
- ◎ 航法技術
- 海洋技術
- 情報通信技術、電子技術、光学技術
- ◎ 規制される貨物の設計、製造、使用に係るプログラム開発技術
- シミュレーションプログラム技術

「◎」の表記がある技術分野は、大量破壊兵器などと関連が深く特に留意が必要です。

(上記URLの「安全保障貿易管理に係る機微技術管理ガイダンス(平成22年2月)6頁」より引用)

(3) 生物遺伝資源に関する各種規制

生物遺伝資源へのアクセス、及び生物多様性条約の詳細については、下記ホームページをご参照ください。相手国からの情報や資料、サンプルの持ち帰りについては、相手国の法令も遵守してください。研究計画書上、相手国における生物遺伝資源等を利用する場合には、関連条約等（生物多様性条約、バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書）の批准の有無、コンプライアンス状況等について、あらかじめ十分な確認をお願いします。

【参考】

「財団法人バイオインダストリー協会」ホームページ

<http://www.mabs.jp/>

“Convention on Biological Diversity”ホームページ

<http://www.cbd.int/>

(4) 生命倫理及び安全の確保

ライフサイエンスに関する研究については、生命倫理及び安全の確保に関し、各府省が定める法令・省令・倫理指針等を遵守してください。研究者が所属する機関の長等の承認・届出・確認等が必要な研究については、必ず所定の手続きを行ってください。

各府省が定める法令等の主なものは以下の通りですが、このほかにも研究内容によって法令等が定められている場合がありますので、ご注意ください。なお、文部科学省における生命倫理及び安全の確保について、詳しくは下記のURLをご参照ください。

【参考】「文部科学省」ホームページ『生命倫理・安全に対する取組』

<http://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/index.html>

- 1) ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律(平成12年法律第146号)
- 2) 特定胚の取扱いに関する指針(平成13年文部科学省告示第173号)
- 3) ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針(平成19年文部科学省告示第87号)
- 4) ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針(平成16年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号)
- 5) 医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成9年厚生省令第28号)
- 6) 手術等で摘出されたヒト組織を用いた研究開発の在り方について(平成10年厚生科学審議会答申)
- 7) 疫学研究に関する倫理指針(平成19年文部科学省・厚生労働省告示第1号)
- 8) 遺伝子治療臨床研究に関する指針(平成16年文部科学省・厚生労働省告示第2号)
- 9) 臨床研究に関する倫理指針(平成20年厚生労働省告示第415号 平成20年7月31日改訂、平成21年4月1日施行)
- 10) 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律第97号)

(5) 人権及び利益の保護

研究計画書上、相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究又は調査を含む場合には、人権及び利益の保護の取扱いについて、必ず応募に先立って適切な対応を行ってください。

(6) 社会的・倫理的配慮

社会・倫理面等の観点から、研究計画書上、国内外において容認されがたいと認められるものについては、選考の段階で不採択となります。また、採択後も、上記の注意事項に違反した場合、その他何らかの不適切な行為が行われた場合には、採択の取り消し又は研究の中止、研究費等の全部又は一部の返還、及び事実の公表の措置等を行うことがあります。

(7) 研究者の安全に対する責任

本事業の研究交流期間中に生じた傷害、疾病等の事故について、JSTは一切責任を負いません。

(8) 研究成果の軍事転用の禁止

本事業の研究交流から生ずる研究成果の軍事転用は、一切禁止します。

JSTは男女共同参画を推進しています！

JSTでは、科学技術分野における男女共同参画を推進しています。総合科学技術会議は、第3期科学技術基本計画において、「女性研究者の活躍促進」について盛り込みました。日本の科学技術の将来は、活躍する人の力にかかっており、多様多様な個々人が意欲と能力を発揮できる環境を形成する必要があります。第4期科学技術基本計画では、「自然科学系全体で25%という第3期基本計画における女性研究者の採用割合に関する数値目標を早期に達成するとともに、更に30%まで高めることを目指し、関連する取組を促進する」としています。

JSTでは、事業を推進する際の活動理念の1つとして、「JST業務に係わる男女共同参画推進計画を策定し、女性研究者等多様な研究人材が能力を発揮できる環境づくりを率先して進めていくこと」を掲げています。

新規課題の募集・審査に際しては、男女共同参画の観点を踏まえて進めていきます。

男女ともに参画し活躍する研究構想のご提案をお待ちしております。

研究者の皆様、男性も女性も積極的にご応募いただければ幸いです。

独立行政法人科学技術振興機構 理事長
中村 道治

女性研究者の皆さん、さらなる飛躍に向けて、この機会に応募してみましょう

日本における研究者に占める女性の割合は、現在13.8%（平成22年度末現在。平成23年科学技術研究調査報告（総務省）より）といわれています。上昇傾向にはあるものの、まだまだ国際的にはとても低い数字です。女性研究者が少ない理由としては、出産・育児・介護で研究の継続が難しいことや、女性を採用する受け入れ体制が整備されていないこと、自然科学系の女子学生が少なく女性の専攻学科に偏りがあることなどがあげられています。

これらの課題に対しては、国としても様々な取り組みが行われていますし、同時に、女性自身、そして社会全体の意識改革も必要でしょう。「もうこのくらいで良い」とあきらめたりせず、少しずつでもよいからステップアップしていけるよう、チャレンジを継続していった欲しいと思います。

JSTでは、研究者の皆さんから研究提案を募ることで事業を推進しています。そこで、女性研究者の皆さんにも、まず研究提案に応募することから飛躍への第一歩をつかんでもらいたいと思います。JSTでは、研究提案数が増えれば、採択数の増加が促され、それが女性研究者全体の研究機会の拡大にもつながっていくものと考えています^(※)。

この機会にJSTの事業に参加することで自らの研究アイデアを発展させ、研究者として輝き、後に続く後輩達を勇気づけるロールモデルとなっていくいただければ、と願っています。

独立行政法人科学技術振興機構男女共同参画主監
小舘 香椎子
（日本女子大学名誉教授）

JSTでは、研究とライフイベント（出産・育児・介護）との両立支援策を実施しています。また、理系女性のロールモデルを公開しています。

詳しくは JST 男女共同参画ホームページ（<http://www.jst.go.jp/gender/>）をご覧ください。

※JSTの公募事業全体における女性研究者の比率は応募6.7%に対し採択6.7%です。採択率は応募率の変動にリンクしている傾向があります。（平成23年度公募実績（平成23年12月現在））